

ひょうご産業 SDGs 認証事業 企業 PR コンテンツ制作業務委託仕様書

1 委託業務名

ひょうご産業 SDGs 認証事業 企業 PR コンテンツ制作業務（以下「本業務」という。）

2 業務目的

若い世代をはじめ幅広い世代において SDGs への興味・関心が高まる中、中小企業における SDGs の取り組みは人材確保の観点からも必要不可欠である。

そこで、本県が実施する「ひょうご産業 SDGs 認証事業」のゴールドステージ認証を取得した企業（以下「ゴールド企業」という。）の取り組み等を広く PR するコンテンツを制作・発信することで、就職を控えた世代の企業イメージの向上や企業のビジネス機会の拡大、県内企業における取り組みの横展開等につなげることを目的として実施するものである。

3 事業期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4 業務内容

- (1) オンライン専用 SDGs プラットフォーム「Platform Clover」（以下「Platform」という。）の本県特集ページの充実に資する以下に掲げる事項
 - ① 別表に記載のゴールド企業における SDGs の取り組み等を視覚的に分かりやすく表現したコンテンツの制作
※コンテンツの制作にあたっては、対象企業に提示できるサンプルも作成することとする。
 - ② 制作したコンテンツ及びゴールド企業が作成したアカウントを Platform 内の本県特集ページへの掲載及び当該特集ページのデザイン制作
※制作するデザインは、当該ページにアクセスした者の興味関心を誘引するよう工夫すること。
- (2) ゴールド企業による座談会の実施及び記録映像の撮影・配信
 - ① ゴールド企業（2社程度を想定）による座談会の企画・提案（構成、場所等）
 - ② 座談会の様子の撮影及び編集
 - ③ Platform 内の本県特集ページ等での配信
 - ④ ③により配信する映像の電子データの DVD-R 等による納品
- (3) その他、ひょうご産業 SDGs 認証事業の認証企業及び当該事業の効果的な PR につながる事項

5 留意事項

- (1) 4 の業務内容の実施にあたっては、成果物が就職活動を控えた若者世代を惹きつけるものとなるよう工夫すること。

- (2) 受託者が所有している映像や借用映像、音楽素材の使用も可能であるが、著作権等の手続きは受託者において行うこと。
- (3) 必要な設備や機器、ソフトウェア等は受託者が調達し、管理・運用を行うこと。
- (4) 成果品は、データで最適な解像度により行い、それぞれタイトルをつけること。
なお、完成した成果品から順次納品を求める場合があるが、その場合は県の指示に従うこと。
- (5) 受託者は、本業務に従事するすべての者（以下「従事者」という。）に対して適切な教育を行うとともに、本業務終了後においても、本業務で知り得たすべての秘密を保持しなければならない。また、個人情報については、兵庫県個人情報の保護に関する条例（平成8年10月9日条例第24号）等を遵守し、適正に管理すること。
- (6) 本紙に定めのない事項であっても、業務の性質上当然に実施しなければならないもの及び業務の遂行に必要な事項はすべて実施するものとし、これを従事者に周知徹底の上、業務の遂行にあたること。
- (7) トラブル等の発生に際しては、受託者の責務により迅速な対応により回復を図ること。
- (8) 適用を受ける法令、規定、基準、指針等については、これを遵守し、遺漏のないようすること。

6 実績報告

受託者は、契約期間満了までに実績報告書を提出すること。

7 業務実施上の注意事項

(1) 実施計画の策定

受託者は、業務実施にあたり、事業計画及びスケジュール、実施体制等を記した実施計画を県に提出すること。

(2) 業務の進捗管理

本業務の進め方について、受託者は、県と密に協議、連絡調整を行い、適切なスケジュール管理を行うこと。

(3) 成果品の利用

本業務の成果品の所有権、著作権、利用権は県に帰属し、隨時の利用、編集・改変を行うことができるものとする。このために、受託者は必要な措置を講じた上で成果品を作成することとする。

(4) 契約不適合

業務完了後に、受託者の責に帰すべき理由による成果品の不良箇所が見つかった場合、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに要する経費は受託者の負担とする。

(5) データの安全管理

撮影及び編集データは、情報漏洩や滅失、毀損の防止、その他適正な管理のため、必要な措置を講じなければならない。また、成果品は、ウイルス対策ソフトにより検

査し安全性が確保された上で納品すること。成果品が納品時点でウイルス感染していることにより、県又は第三者が損害を受けた場合は、全て受託者の責任と負担により、原状回復及びその他賠償等について対応すること。

(6) 機密の保持

- ① 県及び受託者はセキュリティポリシーに十分留意しなければならない。
- ② 業務実施にあたり、受託者はデータの漏洩や滅失、事故等の予防に十分留意し、業務の信頼性及び安全性の確保に努めること。
- ③ 万が一、個人情報の漏洩に伴い県に損害が発生した場合は、受託者はその一切の責任を負うものとする。
- ④ 秘密保持は、業務完了後も有効に存続する。

(7) 個人情報の保護

受託者は、本業務に従事するすべての者（以下「従事者」という。）に対して適切な教育を行うとともに、本業務終了後においても、本業務で知り得たすべての秘密を保持しなければならない。また、個人情報については、兵庫県個人情報の保護に関する条例（平成8年10月9日条例第24号）等を遵守し、適正に管理すること。

(8) 著作権等の取扱い

- ① 本業務の成果品の著作権（著作権法（昭和45年5月6日法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利）は、県に帰属する。
- ② 県は、著作権法第20条（同一性保持権）第2号第3号又は第4号に該当しない場合においても、本業務の目的の範囲において、仕様書等で指定する物件を改変し、また任意の著作者名で公表することができるものとする。
- ③ 県の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条及び第19条を行使することができないものとする。

(9) 第三者の権利侵害の禁止

本業務の履行に関し、第三者の肖像権、所有権、著作権を侵さないこと。また、第三者との間に著作権等に係る権利侵害の紛失等が生じた場合は、受託者の責任及び負担において対応し、県は責任を負わないものとする。

(10) 再委託

受託者は、本業務の全部又は主体的部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分）を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできない。

但し、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した書面を県に提出し、県の書面による承認を得た場合は、県が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託することができる。

なお、承認を得た第三者の行為について、受託者は県に対し全ての責任を負うものとする。

(11) その他

- ① 本業務に関して必要な経費は、契約金額に全て含むものとする。
- ② 受託者は本仕様書の解釈に疑義を生じた事項及び本仕様書に定めのない事項に

については、その対応方法について県と協議し、決定すること。

③ 感染症の大規模な流行等の不可抗力によって本業務の実施が著しく困難となつたときは、契約の趣旨を損なわない範囲で、県及び受託者は協議の上、その実施方法等を変更できるものとする。

別表

企業名	住所
サカモトメタル(株)	多可町加美区多田 90-1
近畿農産資材(株)	佐用町山脇字一本木 1129
(有)新家青果	洲本市五色町鮎原中邑 1005
光洋建設(株)	南あわじ市中条中筋 939
(株)イーエスプランニング	神戸市中央区栄町通 6-1-19
(株)御所坊	神戸市北区有馬町 858
(株)マルヤナギ小倉屋	神戸市東灘区御影塚町 4-9-21
(株)ユーシステム	神戸市中央区御幸通 4-2-15
金井重要工業(株)	伊丹市奥畑 4-1
伊東電機(株)	加西市朝妻町 1146-2
(株)A B C ゴルフ俱楽部	加東市永福 933-20
(株)エコリング	姫路市飾磨区恵美酒 213
シモダフランジ(株)	相生市竜泉町 250
(株)北星社	豊岡市上佐野 1620